

農業経営復旧・復興対策特別保証事業のご案内

<目的>

東日本大震災による被害を受けられた農業を営まれている皆様に対して、速やかな復旧・復興のための取組みに必要となる資金を円滑に融通するため、緊急的な融資保証支援を行います。

<保証枠>

340億円（第1次補正予算：170億円、第3次補正予算：170億円）

<主な内容>

農業を営まれている皆様の復旧・復興のための取組みに必要となる資金について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を行います。

- ①対象者：東日本大震災により被害を受けられた農業を営まれている方等（ただし、被災したことを証明する資料（罹災証明書等）が必要です。）
- ②対象資金：農業近代化資金、農業改良資金・農業経営基盤強化資金・経営体育成強化資金等の日本政策金融公庫資金（転貸資金）、農業経営負担軽減支援資金
- ③担保及び保証人：新たな徴求は行いません
- ④保証の限度額：各制度資金の限度額
- ⑤保証引受期間：平成23年3月11日から平成24年3月31日まで
- ⑥保証期間：各制度資金等の償還期限内
- ⑦保証料：保証料の負担はありません

※ 上記措置のほか、各都道府県の実情に応じて別途資金が準備されている場合がありますので、お近くの融資機関又はお住まいの各都道府県の農業信用基金協会にお問い合わせ下さい。
なお、審査の結果、ご希望に添いかねる場合もあります。

○パンフレットは、以下ホームページをご参照ください。

第1次補正予算分 (<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/23hosei1-414.pdf>)

第3次補正予算分 (http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/pr_p42.pdf)

○詳細については、以下の機関にご相談ください。

●お近くの農協、銀行等の民間金融機関

●お近くの農業信用基金協会

(http://www.affcf.com/whats_kikin/guide/nou/kyoukai_list.html)

●農林水産省の担当部局 金融調整課（03-6744-2171）